

# 通常の官報発行ができない場合の代替措置の概要

資料2

	通常の電子官報発行	代替措置	緊急時における代替措置	
適用条件	官報に記録された情報をインターネットにより送信可能な状態にすること。	通信障害、システム障害その他特段の事情により、電子官報の発行が困難となった場合	大規模災害等により、代替措置の交付・送付も困難となった場合	
措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面（紙）で官報を発行。</li> <li>・掲示場に掲示するとともに、交付又は送付すること。</li> </ul>	書面等の官報を掲示場に掲示。 ※掲載事項は緊急的事項に限定。 ※頒布は事後に実施。他の方法によりできる限りの周知を実施。	
官報該当性		電子媒体が官報	印刷物（書面版官報）が官報	書面等の掲示物（緊急官報）が官報
事前の周知		官報に記録された情報をインターネットにより送信可能な状態にすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替措置の内容（書面版官報の発行）、掲示予定地を定め、周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置の内容（緊急官報の発行）、掲示予定地を定め、周知。</li> </ul>
措置の決定等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替措置をとること、掲示場所等を定め、公表。</li> <li>・最初の書面官報又は次の官報に、代替措置に関する決定を掲載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急措置をとることを定め、公表。</li> <li>・事前に定めた掲示場所等が変更になる場合には、決定・公表。</li> </ul>
事後の対応			<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子版を情報提供としてウェブサイトに掲載。</li> <li>・代替措置終了後の最初の電子官報において、書面で発行した官報の日付等を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急官報と同内容を記載した書面を頒布。電子版を情報提供としてウェブサイトに掲載。</li> <li>・緊急措置終了後、電子官報において、緊急官報の日付等を記載。</li> </ul>